

病院事業決算

収益的収入および支出	平成22年度	平成21年度
病院事業収益	928,638,835 円	1,273,488,738 円
病院事業費用	922,745,661 円	1,261,669,060 円
当年度純損失	—————	—————
当年度純利益	5,938,174 円	11,819,678 円
当年度未処理欠損金	1,660,060,852 円	1,665,999,026 円
当年度未不良債務	634,598,164 円	682,207,924 円
資本的収入および支出		
資本的収入	10,448,757 円	11,180,026 円
資本的支出	10,448,757 円	11,180,026 円
資本的収支不足額	0 円	0 円

水道事業決算

収益的収入および支出	平成22年度	平成21年度
水道事業収益	307,699,994 円	289,919,410 円
水道事業費用	280,453,282 円	271,452,065 円
当年度純利益	25,070,645 円	15,842,709 円
当年度未処分利益剰余金	161,909,652 円	137,632,007 円
翌年度繰越利益剰余金	160,609,652 円	136,839,007 円
資本的収入および支出		
資本的収入	49,600,000 円	0 円
資本的支出	134,166,574 円	90,518,876 円
資本的収支不足額	84,566,574 円	90,518,876 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額84,566,574円は、過年度分損益勘定留保資金82,390,507円、および当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額2,176,067円で補てんした。

下水道事業決算

収益的収入および支出	平成22年度	平成21年度
下水道事業収益	340,321,364 円	308,928,108 円
下水道事業費用	384,799,744 円	362,738,248 円
当年度純損失	63,589,533 円	62,980,955 円
当年度未処分欠損金	743,545,985 円	679,956,452 円
当年度未不良債務	0 円	0 円
資本的収入および支出		
資本的収入	667,798,038 円	739,784,116 円
資本的支出	832,461,636 円	906,234,516 円
資本的収支不足額	164,663,598 円	166,450,400 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額164,663,598円は、資本費平準化債19,400,000円および当年度分損益勘定留保資金145,263,598円で補てんした。

議会の 姿

6月定例会

議決された

主な議案

- 議案第40号 平成22年度鶴田町病院事業決算認定について
- 議案第41号 平成22年度鶴田町水道事業決算認定について
- 議案第42号 平成22年度鶴田町下水道事業決算認定について
- 議案第43号 平成23年度鶴田町一般会計補正予算（第2号）案
- 議案第44号 平成23年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて専決第1号 平成22年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 鶴田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第47号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて専決第2号 鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて専決第3号 鶴田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて専決第4号 鶴田町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて専決第5号 鶴田町町税条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 報告第1号 平成22年度鶴田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 平成22年度鶴田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成22年度鶴田町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成22年度鶴田町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 追加議案第52号 鶴田小学校校舎解体工事請負契約について
- 追加議案第53号 鶴田中学校校舎南棟耐震補強工事請負契約について

概要

第2回定例会

平成23年第2回鶴田町議会定例会が、6月8日から16日までの会期8日間で開催されました。議案14件について審議が行われ、原案どおり議決（認定3件、可決6件、承認5件）されました。

今定例会では、町立中央病院、水道、下水道の公営企業会計決算が認定されていますので、平成22年度の病院事業決算、水道事業決算、下水道事業決算についての概要をご紹介します。

一般質問

編集 議会事務局

6月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

新谷賢剛議員

所属会派 日本共産党

農産物の特産品の開発と定着について

- 1 特産品の開発で農業所得向上の目標額はどこに設定しているか
- 2 特産品の候補品目は何か
- 3 特産品の販売対策はつくられているか

教育行政について

町長の挨拶が、小学校運動会で日程の中に食い込んでおこなわれるのは教育上好ましいことが

町立病院の今後について

1 患者の間で、病院の送迎バスが廃止になるそうなので困ると話題になっているが、そのような計画があるのか。今後の見通しを町民に知らせるべきである
2 病院に顧問制を設けたが目的は何か。連立化への対応にあたるのか

町防災計画の見直しについて

東日本大震災によって、町防災計画の見直しはなされるのか

答弁 中野町長

新谷賢剛議員のご質問にお答えをいたします。まず、第1点でございますが農産物の特産品の開発と定着についてという大きな質問の中で3点ございますので、順を追ってお答えさせていただきますと思います。

まず、特産品の候補品目についてでございますが、当町の農産物の生産品目を見ますと、コマとリンゴ、そしてスチューペンドウで、そしてまたブドウとサクランボそしてトマト、キュウリが主要品目でございます。

その中でも、スチューペンドウは、当町はもちろん、本県を代表するような作物となっており、このスチューペンドウに続くような、新たな候補品目、そして、それらを利用した新たな特産品の可能性を含めて、幾つか今探っているところ



でもありません。

まず、そのひとつとして、ほとんど農薬を使用することなく栽培することが可能で、リンゴの管理作業が比較的一段落する、7月から収穫可能な、ブルーベリーであります。

ブルーベリーについては、7月29日に視察研修を予定し、参加希望者を募っているところであります。

まずは、興味のある方々が、栽培状況を確認することがこれから取り組みに欠かせないことと思うところでもあります。

そのほか、ネクタリンも候補作目のひとつであると思っております。収穫時期も7月から9月であり、果樹農家であれば、せん定技術も応用しながら、労働力の調整ができる果樹複合ではないかと思うところでもあります。ただし、モ

モと同じように、春から夏にかけての強い風に影響を受ける「せん孔細菌病」に注意が必要であり、生食はもちろん、観光農園や、加工品の開発にも希望が持てるものと思っております。

加工品の開発に当たっては、当町においては、リンゴジュース加工が主であります。他の農産加工品については、農産物直売コーナーへ参加している数人の農家が、それぞれの加工施設で生産をしておりますが、差し当たり新たな動きも見られないところであります。

しかしながら、昨年「あるじゃ」に、真空煮釜や乾燥機が整備されましたので、これらを有効に活用することにより、新たな町の特産品となりうる加工品が開発されることも、期待できるのではないかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、まずは、幾つかの候補品目を提示しながら、その品目に興味を示し、取り組みを希望する農家の把握に努めながら、品目を絞り込んでいきたいとそう思うところでもあります。

その後において、一定程度、特産品となりうる物の用途、方向性が見いだせた段階では、おのずと、その販売対策や農業所得の目標額の設定もなされて行くものと思っております。

次に、町立病院のことでございますが、町立中央病院の今後の運営体制については、圏域全体で地域医療を支えていくという観点から、平成24年4月1日に圏域5自治体病院すべての病院の運営を一斉に広域連合に移管し、一体的な管理運営がなされることになっております。

さて、患者の間で、病院の送迎バスが廃止になるそうなので困ると話題になっているが、そのような計画があるのか。今後の見直しを町民に知らせるべきである。とのご質問でございますけれども、患者さん方の間に、経営主体が変わることによって現行の送迎バスも廃止されるのでないかと心配、不安があり、ご質問のような話題が生じているのかとそういうふうに思っております。

サテライト医療機関の各診療区域を範囲に巡回する患者送迎バスについては、広域連合が作成したマスタープランに基づき今後検討されることになっておりますが、町立中央病院を利用されている多くの患者さんは、とりわけ、高齢者の多くは慢性疾患を抱えて定期的な通院を必要としておりますし、通院のための交通手段を持たない、いわゆる交通弱者の立場にある方が多いということも認識しております。

現在、送迎バスの運行には年間493万円ほどの経費がかかって

います。一方で送迎バスがあるから通ってくださる患者さんも多く、一定の患者確保に繋がっている側面もあります。私はこうした地域の実情を地域連合によく説明をしながら、送迎バスの運行を強く働きかけていくつもりであります。連合立化によって町民へのサービス低下を招くことのないように診療所になっても、今後とも送迎バス維持を基本姿勢として臨んでまいりたいと考えております。

その次は、病院に顧問制を設けたが目的は何か。連合立化への対応に当たるのか。というご質問でございますが、つがる総合病院開院時の連合立化が、前倒して平成24年度当初に連合立化することが決定されました。連合立化の前倒しにより病院の事務部門ではこれまでの院内の通常業務に加え、連合組織に事務部門が関与しなければならぬ各種委員会、一例として機能再編成推進委員会、医療機能等検討委員会、経営管理等検討委員会、事務長部会各担当業務ごとの事務部会など、短期間のうちに進めなければならぬ業務が集中することになりました。加えて、新診療所の建設に伴う業務も発生してきます。

正職員を一人増員して対応するという考え方もありますが、これまで集中改革プランなどで大幅に職員削減を進めてきたこともあり、病院へ正職員を増員する人員

的な余裕がないことも現実問題としてあります。また、先行き診療所としてスタートし業務が縮小になれば当然事務部門の縮小、職員の引き上げということも発生します。正職員で対応した場合こうした人員の増減に対応するという面では融通が利きにくいという事情があります。

今回、前事務長の伊藤氏を顧問として配置したわけですが、主な目的はこうした事務量の増加に対応するためのものです。伊藤氏は病院事務長として10年間に渡り当病院の経営事務管理に従事してきましたので病院の事務に精通しており、病院経営全般について広範囲に適切な助言ができますし、大学病院等との連絡調整にも当たってもらうほか、日常的な事務作業にも従事してもらうこととしております。

また、現町立中央病院は、規模が縮小され診療所という位置付けになります。医療機関として残り、跡地をどのように整備活用するのか今後、検討が必要となります。

施設整備を考えた場合、医療機関に併設する施設になりますので福祉施設などがいいのか、副町長をチーフとし、関係課長に検討させており、このとりまとめ作業についても、担当してもらっております。なお、職名については地方公務

員法第3条第3項第3号に列記されている職名の中から選定したものであります。

次に、東日本大震災によって町防災計画の見直しはなされるのかというご質問でございます。この度の、東日本大震災による災害は千年に一度といわれる巨大地震による地震災害、津波被害そして福島第一原子力発電所の放射能漏れによる被害でありました。死者行方不明者合わせて2万3千人を超える未曾有の大災害になりました。犠牲者そして被害に遭われた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

まさに国難と言える非常事態であり、いまだ9万8千人を超える方々が住む家もなく避難生活を余儀なくされおり、一刻も早く被害者の方々が安心して暮らせるよう国県をあげて仮設住宅等をはじめ、インフラ整備に取り組みされることを期待するところであります。

当町におきましても大震災の直後にいち早く米1・6トンを被災地に送ったほか、4月14日には、当町の柔道教室と交流があり、一時当町に避難をされた23名の方々が住む宮城県多賀城市、そして朝ごはん運動で交流があった岩手県釜石市を訪ね、臨時議会で承認いただきました義援金150万円をそれぞれ手渡ししてまいりました



△当町へ避難されたお子さんから届いた手紙

が、多賀城市から当町へ避難をされたお子さんから、お礼の手紙が届きましたので町広報を通じて広く町民にお知らせをしております。

また、町が受付している日本赤十字社に対する義援金は、6月6日現在493万円に達しており、これにつきましても9月末まで受け付けし、日本赤十字社を通じて被災地に送られることになっております。

さて、ご質問の町防災計画の見直しは、なされるのかとのご質問であります。当町の現行の防災計画は、平成19年2月に改定されたものであります。

この計画書では、災害対策基本法の規定に基づき、当町の地勢、土地環境を踏まえ、地震、風水害等に対応した防災体制の確立と関係機関の総合的かつ計画的な対策

の整備について規定しておりますが、いわゆる今回のような想定外の地震につきましては、防災計画の地震対応では、震度6以上の地震の場合として取り扱われることになり、警戒配備体制から非常配備体制に切り替わり、全庁あげて災害対策本部の分担事務に従い災害応急対策が実施されることに位置付けられております。

風水害等の対応では、公式発表される気象情報の各種注意報から警報に連動して、1号配備の準備体制、2号配備の警戒態勢が発令される相当規模の災害が発生する恐れが想定される場合で町長が必要と認める場合に3号配備の非常態勢に切り替わり、以下地震と同様の対処がなされることになっております。

今回の地震を踏まえ、想定していなかった停電の長期化に伴う電話不通、暖房の確保、燃料の確保などに対応するため、計画の見直しの必要性はあるものと考えております。中でも停電による暖房対策としては、町内全ふれあいセンター等に電気を使わない石油ストーブを2台ずつ配置することで予算化を検討しております。

町民の生命と財産を守るためにも、平時からの避難体制の認識が大切なことであり、地域にあるふれあいセンター等を避難所として指定しておりますので、地域内で協力し合いながら自主的に避難さ

れますよう常日頃から行政推進員や民生委員あるいは社会福祉協議会の協力と判断のもと、一人暮らし老人の対応などを含め、機会あることにお願いとご説明をいたしております。

答弁 小笠原教育長

町長が小学校の運動会で日程の中に食い込んで挨拶をすることにつきましては、事前に各学校と協議をしております。全日程の中に激励の挨拶の時間を確保して計画をしており、学校としては支障がないと伺っております。

学校では、あいさつは5分程度であり、町長が学校に来て児童を励ましてくれることに対して、とてもありがたいということでありました。

わたしも学校側と同じように受け止めており、毎年、子どもたちを激励されることは、教育上好ま

下山勝明議員

所属会派 無所属

福島原発事故の風評被害対策について

しいことだと思っております。

原発事故以来りんごの輸出がストップし、りんごの価格が下落している。原発の冷温停止まで、あと半年以上も時間を要することを考えれば、今年産の町農産物(リンゴ・米)の販売価格に

も大きな影響があると思われるが、町の農業を守るための対策は考えているのか?

答弁 中野町長

下山議員ご質問の、福島原発事故の風評被害対策についてでございますが、3月11日の東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所事故後、日本の農畜産物の輸出は大きく落ち込んでおります。

原発事故以来、海外では、福島をはじめとする近隣の県はおろか、東北地方や日本全体が放射能で汚染されている、というような報道がなされていると聞かしているところでもあります。

日本の農畜産物の輸出品目の中でも、特にリードしてきたリンゴの4月の輸出力は、前年比9割近い減、コメについては半減、牛肉は輸出がゼロになった業者もいると報道されているところであります。

財務省が公表した貿易統計によりますと、本県の22年産リンゴの、昨年9月から今年4月までの輸出状況と、21年産の同期と比較しますと、輸出金額で8億円の減となっております。

また、原発事故後の4月単月のみの比較では、2億円の減となっているといわれてもおります。

原発事故発生以来、貿易相手の諸外国においては、日本産の農林水産物の輸入に関して、輸入停止

や輸入規制の強化など、それぞれの規制措置が講じられているところでもあります。

その規制措置について申し述べますと、まずひとつには、「日本の全ての食品につき輸入停止、または証明書を要求する」、次に「日本の一部の食品につき輸入停止、または証明書を要求する」ともに、ほかの品目の全部または一部につき全ロットを検査する」

次に「日本の一部の食品につき輸入停止、または証明書を要求する」、そして次には「検査強化」であります。そのため、農林水産省は、「証明書の発行を求められた場合は、証明書の発行について、それぞれの都道府県において発行すべき」と、都道府県を発行機関とする旨の通知がなされているところでもあります。

日本の農産物の輸出を先導してきたリンゴの輸出力の減少、停止は、本県はもとより、当町においても、町の経済や町民の生活に直接的に関わってくるものと受け止めているところであります。

先般、国では、輸出に係る風評被害の払しょくや、日本の農畜産物と、それらに係る加工品の規制緩和措置のため、日中韓の首脳会談が開かれ、日本産品の風評被害防止と規制緩和に協力して取り組むとの方針で、一定程度の合意が見られたと、報じられております。

また、ほかの動きの中では、外務省が、日本と海外の企業の円滑な貿易の進展を目的としている組織である「ジェットロ」、いわゆる「日本貿易振興機構」等の共催で、主要な輸出相手国などで、経済団体や企業関係者を招いて、安全性をアピールする説明会を開くなど、政府レベルだけでなく、民間レベルでの「ジャパンブランド」の信用回復活動も見られるところでもあります。県としても、来月中旬以降に、知事を筆頭に台湾を訪問し、本県における放射線量のデータも示しながら、本県の安全性についての理解を深める活動も予定されているところでもあります。

この福島第一原発事故に起因した、風評被害に係る輸入規制等については、まずは、国対国、そして国際的な機関も含め、大きな枠組みの中で整理されていくものと思っております。

そのうえで、町としても当然その対策に積極的に関わっていくべきものと考えております。

町の農産物の安全性の確認と風評被害払しょくのために、放射性

物質の農畜産物等への影響の検証をすることは、場合によっては相反することにもなりかねないとの危惧の念もあります。出来秋に向け、町の農産物の販売を押し進めて行くうえで、避けて通るべきではないのでは、このことから、国の消費・安全対策交付金事業を活用した、放射性物質の農畜産物等への影響の検証事業の実施も検討しているところであります。

いずれにいたしましても、早い時期に、国による確かな方向性が見いだせることと、何よりも、福島第一原発事故の一刻も早い収束

